

From SORA

皆さま、いつもお世話になっております。B-GROOW（ビーグロウ）の空です。先日はニュースレター配信後に沢山のメールをくださり、誠にありがとうございます。本日は、ニュースレターvol.7をお届けいたします。

先日、初めてFacebook広告を出してみました。内容と反応は以下のとおりです。結果にはつながっておりませんが、なかなか面白いデータがとれました。次回は、クリック単価の低い東北と沖縄地域にターゲットを絞って実験する予定です。新しい時代についていくのは仮説・検証の繰り返しが必要ですね。私どもB-GROOWの挑戦はまだ続きます!! 今後ともよろしく願い申し上げます。

《Facebook広告の概要》

広告予算・期間	2,000円/日×10日間 ・ 6/15～6/25迄の10日間
ターゲット	全国の35歳以上の管理者・経営層
反応結果	リーチした人数12,955人・リンクへのクリック124・クリック平均単価161円
反応 上位12地域 リク数・単価	1位 神奈川県15・126円/2位 大阪府13・142円/3位 東京都8・237円/4位 愛知県7・211円 5位 兵庫県7・98円/6位 沖縄県7・56円/7位 埼玉県7・108円/8位 福岡県6・163円 9位 千葉県6・122円/10位 岩手県5・43円/11位 北海道5・174円/12位 新潟県3・98円



空直美

■ 新型コロナウイルス感染症関連 助成金・給付金【新着・改正情報】

新型コロナウイルス感染症に関する事業者向け助成金等が増設されたり、要件の緩和等の改正が行われています。今回は6月30日時点での情報をご紹介します。

【新着】新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金

令和2年5月7日から9月30日までの間に、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として妊婦が取得できる有給休暇制度を整備し、労働者に周知し、令和2年5月7日から翌年1月31日までに当該休暇を合計して5日以上取得させた場合適用されます。

■ 助成内容

1人あたり有給休暇取得日数が5日以上20日未満の場合25万円、以降当該休暇取得日数20日ごとに15万円が加算されます。ただし、100万円を上限とします。一事業所当たり20人まで申請できます。

■ 申請期間

令和2年6月15日から翌年2月28日まで。

【新着】両立支援等助成金 介護離職防止支援コース「新型コロナウイルス感染症対応特例」

新型コロナウイルス感染症への対応として年次有給休暇とは別に介護のための有給の休暇制度（最低20日取得可能）を整備し、労働者に周知し、令和2年4月1日から翌年3月31日までの間に当該休暇を合計5日以上取得させた場合適用されます。

■ 助成内容

1人あたりの休暇の取得日数が合計5日以上10日未満の場合は20万円、合計10日以上の場合は35万円支給されます。1企業あたり5人まで申請できます。

■ 申請期限

令和2年6月15日より受付開始しており、支給要件を満たした翌日から起算して2か月以内に申請します。なお、令和2年6月15日以前に支給要件を満たしていた場合、8月15日が申請期限となります。

☛ 対象労働者について「介護支援プラン」を策定し支援した場合は、通常の両立支援等助成金 介護離職防止支援コースを併せて受給することができます。

【新着】標報酬月額の特例改定について

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業で著しく報酬が下がった方について、一定の条件に該当する場合は、健康保険・厚生年金保険料の標準報酬月額を翌月から改定することが可能になりました。

参考URL

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2020/0625.files/01.pdf>

【改正】雇用調整助成金

■ 助成額の上限額の引き上げ及び助成率の拡充

助成額の上限が1人あたり日額8,330円から15,000円に引き上げられました。また、解雇等をせず雇用の維持に努めた中小企業の助成率が一律10/10に拡充されました。既に申請済の場合、令和2年4月1日に遡って適用となりますが、再度の申請手続きは必要ありません。（過去の休業手当を見直し、従業員に追加支給した場合は当該増加分についての追加支給のための手続きが必要です。）

■ 緊急対応期間の延長

緊急対応期間の終期が令和2年6月30日から3か月延長され令和2年9月30日までにになりました。

■ 出向の特例措置等

雇用調整助成金の支給対象となる出向について3か月以上1年以内とされていた出向期間が、緊急対応期間内においては1か月以上1年以内に緩和されました。

☛ 小規模事業主（従業員が概ね20人以下）の方は、手続きが以前より簡素化されています。支給申請マニュアルも作成されていますので、ご確認ください。参考URL

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyouchouseijoseikin_20200410_forms.html

☛ 雇用調整助成金に関する相談窓口は、事前予約制としている会場もありますので注意が必要です。また、申請書類を郵送ではなく直接相談窓口へ提出される場合も事前に混雑状況の問い合わせをしておくことをお勧めします。

【改正】 小学校休業等対応助成金

■ 助成金の支給上限額の引き上げ

令和2年4月1日以降に取得した休暇等に対し、1日あたりの支給上限額が8,330円から15,000円に引き上げられました。

■ 対象期間・申請期間の延長

対象となる休暇等の期限が令和2年9月30日に、申請期間が令和2年12月28日までに延長されました。

■ 法改正情報（令和2年8月1日以降）

施行時期	改正内容
令和2年8月1日	・雇用保険の被保険者期間の見直し
令和2年9月1日	・厚生年金保険の標準報酬月額の上限改定

雇用保険の被保険者期間の見直し

雇用保険の被保険者期間を計算する際の条件として「賃金支払基礎日数が月11日以上」のほか、「賃金の支払の基礎となった時間が80時間以上」である月についても、被保険者期間としてカウントすることになります。

これはあくまで「月11日以上」の計算で期間が足りない場合の措置であり、「月11日以上」の要件で被保険者期間を満たす場合は、労働時間について考慮する必要はありません。令和2年8月1日より施行されます。

■ テレワークについて

新型コロナウイルス感染症のパンデミックを経て、テレワークが新しい働き方のスタンダードとなりつつあります。テレワークは働く場所によって在宅勤務・モバイルワーク・サテライトオフィス勤務の3つに分けられます。今回、非常時の事業継続に対するメリットが大きく注目されましたが、企業側の人材の継続雇用と従業員のワーク・ライフ・バランスの向上を両立し、現行の業務プロセスが見直され生産性が向上する等、企業の成長をもたらす側面も期待されています。

テレワークを今回限りとすることなく継続していく場合、労働基準関係法令が適用されますので、適切な労務管理ができるよう就業規則または個別のテレワーク勤務規定を定めておくことをお勧めします。

■ 編集後記

6月に入り、新型コロナウイルス感染症関連の助成金・給付金が増設・改正されています。

助成金等を積極的に活用しつつ、この難局を乗り越えていきましょう。

また、弊社ホームページにて2020年8月から2021年3月までのビーグロー・ビジネスカレッジの講座をご案内しております。新入社員から中堅・管理職、経営層まで、『必要な研修を必要な社員に』をキーワードに、ビーグローが自信をもっておすすめする研修を多数取り揃えております！！

☛ ビーグロー・ビジネスカレッジのご案内はこちら ☛

<http://www.b-grow.com/service/training/>

B-GROOWビジネスカレッジ → セミナーの日程や内容について → 詳細PDFを表示

先月、弊社社長のご挨拶にてご紹介しました『B-GROOWチャンネル』がYouTubeにて公開されました！ご愛顧のほどよろしくお願いたします。

☛ ビーグローチャンネルはこちら ☛

https://www.youtube.com/channel/UCi4PBZ_XKrp3iXQ8yMaMnIA

株式会社 B-GROOW

Mail sora@b-grow.com

HP <http://www.b-grow.com/>

〒812-0013

福岡県福岡市博多区博多駅東2-5-28博多偕成ビル9F

TEL 092-476-7300

FAX 092-476-7307